

薬害ヤコブ病問題の早期解決を求める意見書

厚生省の調査によると、クロイツフェルト・ヤコブ病（以下、ヤコブ病という）を発症した患者に、ヒト乾燥硬膜の移植を受けた例が70名を超えることが、明らかとなりました。

これは、死体から採取した脳硬膜が、ヤコブ病の病因因子を保有していたことから起こった可能性が高く、その患者の多くは発症後1、2年で死に至るなど、患者及び家族などの受ける苦痛は甚大です。

ヤコブ病には治療法がいまだ確立しておらず、発症後の経過は痴呆状態から植物状態となり、死に至るといふ悲惨な病です。またその潜伏期間が長く発症まで十数年かかることがあり、今後も発症者が続く危険性があります。

これによる被害者の救済を図ることは、国民の等しく願うところです。とりわけ、現に深刻な病状に苦しむ、薬害によるヤコブ病患者とその家族の早期救済を図るため、千代田区議会は、下記の事項を実現するよう強く要請いたします。

記

- 1 国民が、医薬品及び医療用具による被害で苦しむことのないよう、薬害の根絶対策を講じること
- 2 ヒト乾燥硬膜の移植によるヤコブ病で苦しむ患者と家族の早期救済を行うこと
- 3 薬害ヤコブ病問題を早期に全面解決すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成13年10月16日

千代田区議会議長

内閣総理大臣

宛

厚生労働大臣